

墓地事業特別会計における消費税の申告について

1. 概要

印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計において、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の申告義務があることが判明したため、法に則り適正かつ速やかに、令和元年度分から令和4年度分の消費税の申告納付を行いました。

2. 経緯

令和5年10月から導入されたインボイス制度の手続きを進める中で、課税売上高が1,000万円を超える場合、課税事業者登録及び申告の義務があることが判明しました。

3. 申告の対象期間及び納付額

3-1 対象期間

令和元年度分～令和4年度分(過去4年間分)

3-2 納付額

	消費税(申告額)	延滞税※
令和元年度分	605,000円	49,500円
令和2年度分	755,500円	43,000円
令和3年度分	757,000円	24,800円
令和4年度分	967,600円	8,600円
計	3,085,100円	125,900円
合計		3,211,000円

※延滞税については、本税の納付を税務署が確認後、算定された額。

4. 原因及び再発防止

今回の原因は、墓地事業特別会計における消費税に対する職員の認識不足によるものであり、再発防止に向け、業務に対する知識を深めるとともに業務確認体制の強化を図ってまいります。

5. 管理者コメント

印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計において、このような事案が発生してしまったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、このようなことがないように、再発防止に努めてまいります。